

〔チーム研究2〕子ども虐待に関する研究（主任研究者 高橋重宏）

児童養護施設における被虐待・ネグレクト体験児童に関する研究

子ども家庭福祉研究部	高橋重宏・山本真実
研究企画・情報部	庄司順一・谷口和加子
東海大学	中谷茂一
上智社会福祉専門学校	渋谷昌史
長崎純心女子短期大学	山田勝美
駒澤大学大学院修士課程	平本 譲
嘱託研究員	荒井裕子
日本女子大学大学院修士課程	阿部優美子

要約

本研究は、児童養護施設における被虐待・ネグレクト児童へのアフターケアの実態について調査研究したものである。被虐待・ネグレクト体験児童と他の児童とでアフターケアの内容を分けていると回答した施設は24施設であり全体の1割にも満たないことが明らかになった。今後の課題として①被虐待・ネグレクト児童が施設を退所する場合のセフティネットワークの構築、②虐待・ネグレクトの再発防止及び望ましい退所後の進路の確保のための被虐待・ネグレクト体験児童の措置停止・解除に関するガイドラインの策定が必要である。

見出し語：児童養護施設、被虐待・ネグレクト体験児童へのアフターケア、セフティネットワーク

Team Study

A Study of Abused and Neglect Children Living in the Residential Care Institutions for Children

Shigehiro TAKAHASHI, Junichi SHOJI, Wakako T Shigekazu NAKATANI, Masashi SHIBUYA ANIGUCHI, Katsumi YAMADA, Yuzuru HIRAMOTO, Yuko ARAKAWA, Yumiko ABE, Mami YAMAMOTO

Abstract

This research surveyed the conditions of after care services provided to abused and neglected children who were being cared for in the Residential Care Institutions for Children(RCIC). The survey found that less than 10%(24) RCIC across the country provided a separate after care services for children who experienced abuse and neglect. The result of this survey points to the following issues: 1) a need to establish a safety network for abused and/or neglected children once they leave the RCIC; 2) a need to develop a clear guideline concerning the process and criteria for deinstitutionalizing these children in order to avoid recurrence of abuse after returning home and to develop a more appropriate direction for after leaving the institution.

Key words

Residential Care Institution for Children, after care for abused and/or neglected children, safety network

1. 調査目的

近年、子ども虐待・ネグレクトに対する社会の認識が高まるとともに、被虐待体験を有する子どもたちを養護している児童養護施設の機能への関心や期待がもたれている。一方、現実の養護のなかでは、多くの施設職員の専門性を支える社会資源の開発も求められているなか、現時点での児童擁護施設におけるアフターケアの実施とその内容に関する実態を明らかにし、今後の議論の基礎資料とするため、本研究では、①児童養護施設におけるアフターケアについての実施と内容②虐待・ネグレクト体験児童の退所先調査を行った。

本研究報告では、被虐待・ネグレクト体験児童へのアフターケアおよび自由回答の分析について考察する。

2. 対象と方法

調査は、1998年2月23日に全国の526カ所の児童養護施設へ郵送法によって行い、4月11日までに施設職員に自計式で回答してもらった。

なお、問16の被虐待体験児童数の記入については、平成8年度の全国児童相談所長会による、「全国児童相談所における家庭内虐待調査」と比較するために、①平成8年4月1日から平成8年9月30日までの半年間に入所した児童、②平成9年3月1日から平成10年2月28日までの最近1年に入所した児童、の2つの時期に分けてそれぞれ回答欄を設けた。それ以外のアフターケアに関する質問は、ケース数の設問などで期間の指定のあるものをのぞき、すべての退所児童を対象に1993年4月1日から1998年2月28日までの過去5年間にいったものを対象とした。

本調査票における用語の説明として、①「退所児童」とは退所前後18歳以上の者を含めた貴施設で入所経験がある者とする、②「アフターケア」とは児童養護施設を退所した者へのさまざまな援助や関わりを指す、という定義を調査票表紙に記載した。

3. 結果および考察・提言

3.1. 被虐待体験児童へのアフターケアの実際とその認識について

3.1.1 被虐待体験児童と他の児童とのアフターケアの差異と必要性

被虐待体験児童と他の児童とのアフターケアの実際の差異を問うこの設問に対して、「被虐待体験児童を対象としたアフターケアの必要性は感じるが、現時点では他の児童と同じ内容で行っている」と答えた施設が全体に占める割合がもっとも高く、49.5%（155施設）になった。次に多かったのが、「特に分ける必要はないので、虐待の有無で区別せずにアフターケアを行っている」と答えた施設で、37.1%（116施設）となった。「必要性

があり、被虐待体験児童へのアフターケアを他の児童と違う内容で行っている」と答えた施設は、わずか7.7%（24施設）にとどまった。

次に、問13-1である。これは、「必要性があり、被虐待体験児童へのアフターケアを他の児童と違う内容で行っている」と答えた24施設に対して、現在行っているアフターケアの内容と、その内容のなかでどれが必要度が高いかを問うたものである。

まず内容であるが、最も行われている内容は、「緊急時の一時保護」であり、これに答えた施設が12であり、ちょうど半数の施設で行われていることになる。次に多いのが、「子どもへの訪問生活指導」で、37.5%（9施設）。その次が「定期的で頻度の高い相談・助言」で、33.3%（8施設）ということになった。被虐待体験児童への対処として心理治療専門機関の利用を図る内容を設問として設定したが、「精神科への通院」が16.7%（4施設）、「家族療法の利用」は12.5%（3施設）となり、「自助グループの利用」にいたっては、利用なしという結果となった。また「親権をめぐる法的相談援助」が12.5%（3施設）であった。その他としては、「児童相談所や福祉事務所との連携による訪問援助」や「学校・児童委員とのネットワークづくり」、「精神科医師、臨床心理士の定期的面接を実施（月2回）」といった他の専門機関との連携がいくつか答えられていた。

内容に対する必要性の認識として、「最重要」として認識されていたのが、「緊急一時保護」で全体の7施設（29.2%）であった。次に続いたのが、「定期的で頻度の高い相談・助言」と「子どもへの訪問生活指導」であり、それぞれ4施設（16.7%）が選択した。さらに、「最重要」「重要」「必要」とこの3つの認識にそれぞれに選択された内容をすべてあわせて、取り上げられる回数でその認識の強さをみてみると、やはり24施設中、17回「緊急時の一時保護」をどこかに位置づけており、以降、「子どもへの訪問生活指導」（11回）、「定期的で頻度の高い相談・助言」（9回）、「家族療法の利用」（8回）となった。やはり、上位の3つは実際に行われているばかりでなく、必要性としての認識も高いことがわかった。また、必要性の認識を総合すると、「家族療法の利用」が上位に位置づけられたこともわかった。

同様に、「必要性を認識しつつも、他の児童と同じアフターケアを行っている」と答えた施設に対して、どのような内容が必要であると認識しているのか、またその認識の強さからみた必要な内容を問13-2で尋ねた。

結果は、問13-1と同様になった。最も多かったのが、やはり「緊急時の一時保護」で約6割の施設から回答を得られたうえに、その後に次く回答も「定期的で頻度の高い相談・援助」（52.3%）、「子どもへの訪問生活指

導」(42.6%)であった。ただし、心理治療専門機関の利用のなかで、「家族療法の利用」が38.7%とその他の「精神科の利用」(17.4%)「自助グループの利用」(16.1%)に比べ高い必要性が認識されていることがわかった。また、「親権をめぐる法律相談援助」も(25.2%)と、約4分の1の施設が答える結果になった。その他のなかには、「各地の児童虐待防止協会」があげられていた。

最重要の内容に選択された回答は、「定期的で頻度の高い相談・援助」(30.3%)、「緊急時の一時保護」(27.7%)、「家族療法の利用」(18.7%)、「子どもの訪問生活指導」(11.0%)と続いた。これに、「最重要」、「重要」、「必要」と、どの認識にも位置づけられた内容を総合して、必要性の認識をみてみても、ほぼ同様の結果が得られた。最も多く回答されたのが「緊急時の一時保護」(102回)であり、ほとんど同数で「定期的で頻度の高い相談・援助」(101回)と続き、以降「子どもの訪問生活指導」(75回)、「家族療法の利用」(74回)なのである。

さて、最後に問14をみてみたい。これは、アフターケアを推進していくために、今後一層連携が必要な機関を尋ねたものである。結果は、最重要と認識されている機関が、「児童相談所」であり、約4割の施設(127施設)があげていた。次に多かったのが、「心理治療機関」で25.6%(80施設)であった。次に指摘されたのが、「児童・民生委員」の5.1%(16施設)であることを考えると、児童相談所と心理治療機関との必要性の認識の度合いが、次の児童・民生委員とかけ離れていることから、この2つが最重要だと強く認識されていることがわかる。これに「重要」「必要」を加えてみても、「児童相談所」が226回選択され、「心理治療機関」も170回どこかで選択されており、次に多かった「福祉事務所」(73施設)、児童民生委員(72施設)からは大きくその必要度の認識がひらいていることがわかる。

3.1.2 被虐待体験児童へのアフターケアの実際とその認識に関する考察

結果から、現段階において児童養護施設(以下、施設)のなかで被虐待体験児童へのアフターケアを実際に行っていると施設が判断したのは全体の1割にも満たなかった。これは、施設側の認識を尋ねたものであり、その意味では、自らの施設で被虐待児童へのアフターケアを行っていないと判断している施設のほうが圧倒的であるといえる。

ただし、実際に行っていないものの、被虐待体験児童への特有のアフターケアを必要だと認識している施設は、約半数近く存在した。これに必要性を認識している

という観点から、実際に行っている施設を加えると、必要性の認識度は半数を若干上回ることになる。つまり、半数を若干上回る児童養護施設が被虐待児特有のアフターケアを必要だと認識していることがわかる。今後の課題のひとつには、なぜ必要と認識していながらも、実践を行うことができないのかを明確にしていく必要があるだろう。

アフターケアの内容は、結果からすると、実際に行っている内容と、必要性の認識からみた内容も全く差異がなく、上位に位置づけられるのは、「緊急時の一時保護」と「定期的で頻度の高い相談・援助」、「子どもたちへの生活訪問指導」であった。その意味において、現段階における被虐待児童へのアフターケアは、実際に行われている援助内容もその必要性も、これら3つの内容だという認識を一部の施設がもっていることがわかる。つまり、被虐待体験児童へのアフターケアの内容やその認識には、心理治療の専門機関との連携をとりながら利用をすすめていくというより、退所児童や家族に直接的な関わりを行うことであるという認識が存在しつつ、また実際に行われているということである。しかし、問14においては、連携が必要な機関としての認識においては児童相談所と共に心理治療機関が圧倒的に指摘されている事実がある。つまり、実際には行っていないが、連携は必要であるという解釈なのだろう。

このことを今回の調査から考察していくと、施設側のアフターケアの内容は、緊急一時保護や定期的で頻度の高い相談といった施設独自に行うべき内容が選択されていたといえ、「精神科への通院」や「家族療法の利用」といったアフターケアの内容は、施設独自というよりも心理治療機関との連携を含んだアフターケアとして認識されているのではないかとということである。ゆえに結果的に、連携が必要だとしながらも、実際には選択していないのである。このことを前提にすれば、次の2点を指摘できないだろうか。

ひとつは、被虐待体験児童へのアフターケアには、施設独自のアフターケアと他の専門機関との連携で行っていくアフターケアが存在するという認識を施設側が保有しているということである。この結果を参考にしつつ、被虐待体験児童に対するアフターケアの内容について、他の機関との連携も視野に入れつつ検討していく必要がある。

もうひとつは、前述した施設独自の取り組みが果たして被虐待児童特有のアフターケアといえるのかという点である。「頻度が高い」ことや「緊急一時保護」はなぜに被虐待児童ゆえのアフターケアの課題といえるのであろうか。もっといえば、他の児童との場合に比べ、どこに違いがあるのかということである。実はこのこと

を明確にしていけないと、被虐待体験児童特有のアフターケアを必要としないとする施設群に対して、その必要性を説明することができない。要するに、今回の調査結果からいえることは、被虐待体験児童に対するアフターケアの内容を、それが果たして必要であるのかということから整理していかななくてはならないという現状が存在するということを明確にしたということである。この課題のなかには、被虐待児童ゆえの生活上の課題が他の児童とは違うという明確な根拠をもって提示されることが含まれるであろうし、それが明確にされねば、援助プログラムをも提示しえないともいえる。ゆえに、このことは、被虐待体験児童特有のアフターケアの内容を明確にしていこうと、その根幹に位置している課題といってもよいのではないだろうか

3. 1. 3被虐待体験児童へのアフターケアの実際とその認識に関する提言

以上の考察から指摘できる提言は、以下の通りである。

- ①必要性を認識しつつ、被虐待体験児童特有のアフターケアを実際に行っていないとする施設の、その理由を明確にすること。
- ②被虐待体験児童特有のアフターケアの内容を整理する。その場合、アフターケアには、施設独自で行える部分と連携のもとに行っていくべき点が存在するということを念頭におきつつ検討していく。
- ③②を行っていく以前に、被虐待体験児童特有の援助課題を他の児童とは違うことをふまえて明確に提示されねばならない。そのうえで援助プログラムを考察していくことが求められる。

3. 2. 被虐待体験体験を持つ児童の措置停止・解除後の退所先総数と内訳および退所理由

3. 2. 1退所先総数と内訳および退所理由

被虐待体験体験を持つ児童の措置停止・解除後の退所先総数と内訳に関して問う問15であるが、措置停止・解除数（問15-1）は「無し」27.8%（93施設）が最も多く、「ある」1ケース24.2%（81施設）、2ケース12.5%（42施設）、3ケース6.9%（23施設）4ケース6%（20施設）と続く。

また、退所先について問う（問15-2）で、最も多い退所先は「被虐待者のいる家庭への復帰」で合計230ケース（122施設）あった。以下、「住み込み就労」合計81ケース（61施設）、「虐待者がいなくなった家庭」合計77ケース（47施設）、「アパートで独立」合計55ケース（39施設）、「他の親族」合計27ケース（28施設）と続く。

退所理由について問う（問15-3）は1番目に多い退

所理由のうち、最も高いのは「満年齢による措置解除」26.6%（89施設）であり、以下「親の状況改善」13.4%（45施設）「児童相談所の判断」11.9%（40施設）、「親による強制引き取り」7.8%（26施設）、「児童本人の希望」5.1%（17施設）となっている。2番目に多い理由としては、「親の状況改善」14.9%（50施設）、「児童相談所の判断による」8.7%（29施設）、3番目に多い理由としては「児童相談所の判断による」と「親の状況改善」が7.5%（25施設）以下「児童本人の希望」6.9%（23施設）と続く。

3. 2. 2退所先総数と内訳および退所理由に関する考察

児童養護施設の措置児童の措置の停止・解除については養護施設実態調査（平成7年：全国養護施設協議会調査研究部）によると平均在席年数は4年11ヵ月という事から措置の停止・解除は頻繁には行われないという事がわかる。この様な背景から、被虐待体験児童に対しても同様であると推察される。

退所理由に関しては「満年齢による措置解除」が高いという結果であったが、その中でも気になるのは「親の強制引き取り」が、のべ67施設にのぼっている点である。家庭復帰後、虐待の再発につながる可能性がある事が危惧される。

厚生省は平成9年6月に「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（434号通知）を通知をした。その中で「親の強制引き取り」に対しては児童福祉法第28条に基づき「児童福祉施設の長は引き取りを拒むこと」と明記されているにもかかわらず、この様な調査結果であったのは、通達が十分に各施設及び児相に浸透・理解されていない結果を示すものではないだろうか。

また、退所先について問う（問15-2）で、最も多い退所先は「被虐待者のいる家庭への復帰」合計230ケース（122施設）という事からも家庭復帰後、虐待の再発につながる可能性があると言える。「住み込み就労」合計81ケース（61施設）、「アパートで独立」合計55ケース（39施設）という自立の数が少ないのは、施設の自立支援機能が、未整備の現れと考えられ、今後の検討課題の一つであろう。里親委託になったケースは全体で10ケースという結果であったのは残念な結果であった。

3. 2. 3退所先総数と内訳および退所理由に関する提言

児童養護施設において被虐待体験を持つ子どもに対する処遇は、それぞれの児童養護施設の独自の判断で処遇を展開しているのが実情である。

入所から退園までの処遇期間においての長期・短期の処遇計画が整備されていないことから、モデルプラン、ガイドラインの整備が必要であろう。

被虐待体験児童の措置解除に関しては十分な調査が行われているのだろうか。家庭訪問親に対する働き掛け（トリートメントを含む）はまだ不十分であることから、措置の停止・解除に対して、児相施設双方が協力体制への条件整備が急がれる。

3. 3. 施設入所した被虐待体験児童の類型と入所後の気づき

3. 3. 1被虐待体験児童の類型数と措置後判明の気づき

平成8年4月1日から平成8年9月30日までの半年間を時期①、平成9年3月1日から平成10年2月28日までの最近1年間を時期②と設定し、それぞれの時期に入所した児童に関して、被虐待・ネグレクト体験があると判明した内訳を類型別・判明時点別に回答してもらった。なお、判明の措置時・措置後を合わせた児童の延べ数についても回答欄を設けたが、対象児の計上に矛盾がみられたのでその設問のみ分析から除外した。

全体的傾向として、措置時に主訴として一番多くあげられていたものは「ネグレクト」であり、時期①で228人、時期②で417人であった。次に多いのは「身体的虐待」で、時期①で171人、時期②で316人で、全体からみると類型上は少ないものの、心理的虐待が時期①で44人、時期②で63人、性的虐待が時期①で26人、時期②で37人であった。

また、判明時点別に見ると、措置後明らかになった件数はネグレクトが時期①で45人、時期②で104人、身体的虐待が時期①で30人、時期②で45人、心理的虐待が時期①で16人、時期②で17人、性的虐待が時期①で5人、時期②で8人であった。

本調査の回答施設全体で、措置時に主訴とされた児童が時期②における1年間で833人入所し、また、時期②の1年間で174人も児童養護施設に措置後にその被虐待・ネグレクト体験が明らかになっているという結果である。

施設措置後に被虐待・ネグレクトが判明する数が少ないことが本調査結果で明らかになったが、誰が措置後気づいたかを問うたところ、回答者であることから「貴施設職員」が97（29. 0%）と一番多いが、次に児童福祉司が22（6. 6%）、学校の一般教員5（1. 5%）という結果となった。

3. 3. 2被虐待・ネグレクト体験児童の類型数と措置後判明の気づきに関する考察と提言

全国児童相談所長会による、「全国児童相談所における家庭内虐待調査」の調査時期である平成8年4月1日から平成8年9月30日までの半年間の時期①に関し、被虐待・ネグレクト体験児童の類型数を割合に注目して見ることにする。全国児童相談所長会による平成8年9月30日

時点での調査対象児童の処遇は「乳児院・養護施設」への措置が524人となっている。またその類型別内訳は、身体的虐待が237、ネグレクトが242、性的虐待が25、心理的虐待が20であった。この実数と本研究における実数をそれぞれの全体の割合で表すと下記ようになる。

	身体	ネグレクト	性的	心理的
児相長調査	45. 2	46. 2	4. 8	3. 8
措置時主訴	36. 5	48. 6	5. 5	9. 4
措置後判明	31. 2	46. 9	5. 2	16. 7

全国児童相談所長会による調査のデータは、乳児院措置を含んだものであることと、本研究は全施設の回答が得られていないことから単純に比較することに限界があることを前提にしても、心理的虐待については児相長調査で3. 8%、本調査における措置時主訴で9. 4%のところ、措置後判明では16. 7%と、児童相談所における措置時の調査のみでは判明しにくい度合いが高く、施設措置後に職員が子どもとのかかわりの中でその事実気づいているという実態が明らかになったといえよう。時期①で96人、時期②の1年間で174人もが児童養護施設に措置後にその被虐待・ネグレクト体験が明らかになっているという結果は、子どもの被虐待・ネグレクト体験をおとなが気づくことの難しさの一面をあらわしていると同時に、措置時の詳細な調査や措置後の継続調査が必要であることを示唆している。

一方、措置後の気づきに関して施設職員の次に児童福祉司があがっているところは興味深い結果であり、児童福祉司が措置後もケースの検討を続けていた結果と思われるが、逆に言えば、措置時になぜ判明しなかったのか、また、どのような状況で措置後に福祉司が気づいたのかは今後の調査の課題である。

また、実数は少なかったが多くの選択肢の中から「学校の一般教員」が回答されており、被虐待・ネグレクトの発見に関して学校の役割が重要であることを示唆しており、アフターケアの連携先としても、虐待・ネグレクトの防止・発見においても学校の教員の積極的参画が今後一層望まれる。厚生・文部という行政機構の区分を越えて、現場レベルでの日常の情報共有をすすめることが子どもの生命安全に機能するセーフティ・ネットワークを確立する重要な要素となるといえよう。

3. 4. セーフティ・ネットワークの必要性和退所後の危険性の実態

3. 4. 1セーフティ・ネットワークの必要性の認識と家庭引き取り後の生命の危険

被虐待・ネグレクト体験のある子どもが入所前の家庭

に戻ったときの子どもの生命の安全を保障するシステム構築の必要性について問う問18では、「特にそのようなシステムは必要ない」が0.3%（1施設）、「必要であるが現状ではシステム構築は難しい」が55.5%（186施設）、「必要であり今後システム構築は可能である」が30.4%（102施設）、「必要であり現在取り組んでいる」が6.0%（20施設）であった。

一方、家庭復帰後に実際に生命の危険があったかどうかを問う問19では、「あった」が27.2%（91施設）、「なかった」が37.0%（124施設）、「わからない」が29.3%（98施設）であった。生命に危険があったケース数を見ると、87施設のうち1ケースが55施設と、「あった」と回答した施設の半数以上を占め、続いて2ケース（16施設）、3ケース（9施設）となっている。

3.4.2 セーフティ・ネットワークの必要性和退所後の危険性の実態に関する考察

セーフティシステム構築の必要性については、ほとんどの施設で必要性を感じている。家庭復帰後に子どもの生命が危険になるケースを経験していない施設でもそれを感じているわけだが、自立支援という理念を形骸化させないためには在宅支援の強化が不可欠であるという認識に結実しているのかもしれない。

しかし、それよりも、セーフティシステム構築が困難であるという回答が相当数見られることに注目していくべきだろう。本調査で明らかになったアフターケアの現状、そしてすでにセーフティシステム構築を進めている施設の現状をリサーチしながら、困難性の源泉とそれを乗り越える方策について探索していくこと、そしてそこへ集中的に資源を投入していくことが求められているといえる。

3.4.3 セーフティ・ネットワークの必要性和退所後の危険性の実態に関する提言

家庭復帰後の生命の安全性の保障では、家庭復帰の年齢や性別によって大きく左右されるものであることが予想される。ネットワークで使えるマニュアルやチェックシートを念頭においた具体的なリサーチが求められるだろう。家庭復帰が乳幼児の段階であれば、保健所や医療機関の果たす役割が大きくなるであろう。性的虐待のように学齢期で深刻化する特徴のあるケースについては学校との連携による見守りが不可欠であろう。家庭復帰が18歳を超えるものであれば、「生命の安全」よりも広い意味での安全性を考慮しなければならない。虐待により生じた家族への不安や葛藤を抱えたままの子どもたちが、家族間葛藤を引きずったまま家庭に戻ったり家族との交流を再開させたりすれば、そしてなおかつ家族へのトリ

ートメントが不十分なままであれば、虐待／ネグレクトが再発しなくとも、子どもが問題ある家族システムに巻き込まれてしまいかねない。子どもが保護者への不安感や葛藤を乗り越えるためのシステム、そして保護者に対するサポートシステム、すなわちメンタルな面でのケアの必要性が考慮されねばならない。

このように、プラクティカルなセーフティネットワークは、多様な問題1つ1つに対して、どのような機関がどのような人をキーパーソンとしてどのような連絡方法で情報を共有したり支援計画を立てていったりするのかという具体性が伴わなければならないものといえよう。

3.5. アフターケアのあり方と現在の課題に関する自由回答

3.5.1 アフターケアのあり方と現在の課題に関する自由回答結果の分類

この問は、アフターケアのあり方と現在の課題について、回答者の自由な記述を求めたものである。現在まさに直面している課題であり関心が高かったためか、多くの回答が寄せられた。記述も何点もの問題点にふれたものが多かったため、回答が得られた施設数は195であったが、内容的には338の回答が得られた。分析についてはKJ法による分析を試みたが、できるだけ記述に忠実に分類することとし記述のあるものはすべてカテゴリーに分類した。

分類されたカテゴリーは以下の通りである。（ ）内の数字は得られた回答の数である。

1) アフターケアの内容に関すること（32）

- ① 自立支援が重要（4）
- ② 家族への介入（14）
- ③ アフターケアの分類の必要性（4）
- ④ 期間の問題（10）

2) 施設内の整備（67）

- ① 職員（専門職員）増および職員の資質向上（48）
- ② 施設内処置の充実（11）
- ③ 施設の体制強化（8）

3) 社会資源の整備（65）

- ① 社会資源の整備（法・制度的整備）（33）
- ② ネットワーク（機関連携）・システムの強化（32）

4) 現在抱えている問題（164）

- ① 人的・経済的条件によるもの（147）
- ② 地理的条件によるもの（6）
- ② 児童側の要因（6）

③ 機関連携（５）

5) その他（１０）

① インケアに関する問題（３）

② 調査および研究についての提言（４）

③ その他（３）

以上、５つのカテゴリーに大別できた。

１）は、今後アフターケアを実施する上で内容的に重要なポイントとなるものである。特に多かったのは家族への介入に関する回答であった。家族の協力が得られるかどうかでアフターケアの状況も大きく変わってくるという。しかし家族との関わりの際に誰がどのように介入していけばいいのか、職員を質・量ともに充実させる必要があることが指摘されている。その他、アフターケアを実施する期間についてふれた回答では、いずれもアフターケアの重要性は感じていても期間についての共通認識は見られない。ただ、退所後１０年を経過しても相談に来る等、ケースによってはかなり長期間経過してもアフターケアが必要になる可能性がある一方、そのように成人してからケースでは経費・職員の移動の問題や特に困難な問題を抱えているケースが多いことが指摘されている。数は少ないものの、卒園児童と家庭復帰児童ではアフターケアの考え方も困難さも全く異なるという記述も見られた。特に、家庭復帰の場合は、親が関係を切りたがるなど困難なケースも多く、家族への介入の難しさともあわせて検討する必要がある。

２）、３）は今後アフターケアを行う上で進めるべき条件整備についての回答である。特に２）は施設内、３）は施設外の条件整備に関するものである。

施設内で最も多かった回答は、職員の増員を求めるものである。内容としては、アフターケア専門職員の配置、職員の資質向上、とにかく職員の増員を求めるもの、の三つが含まれている。中でも臨床心理を専門とするようなアフターケア専門職員の配置を求める回答が圧倒的に多かった。また、施設内の処遇が十分に充実していればアフターケアもスムーズに行えるという施設内処遇の充実を求める回答も見られた。

施設外環境の整備としては、社会資源の整備とネットワーク（機関連携）の強化を求める回答がそれぞれ多く見られ、またほぼ同数の回答が寄せられた。前者は、自立支援ホーム等地域における児童の自立のための施設の必要性のように、専門機関（施設）の設置を求めるものと法・制度面での充実を求めるものとの二つに大別できる。自立支援ホームの必要性を挙げたものは１１票であり前者の三分の一を占めている。また、家族への介入の際の法的権限や明確な基準がないという問題を指摘する

回答は社会資源の整備に含めた。１）とあわせて考えると家族への介入に関しては法・制度面での条件整備の必要性はかなり強く求められているといえよう。後者は、機関の連携を含めた地域のネットワーク強化、またそのためのシステム作りの必要性を述べたものである。施設だけでアフターケアを行うには限界があり、地域における関連機関及び職員間で普段から連絡を取りあいネットワーク作りを進めていくことが重要であるという。

４）は現在抱えている問題である。上記に含まれないものを特にここでとりあげた。人的・経済的条件整備については、２）３）と共通している点もあるが、記述に忠実に分類したため、条件整備を要求する記述を２）３）に含め、現状を述べているのみの記述はここに取り上げた。この回答が全体を通して最も多かった回答である。多くの施設ではとにかく入所児童の対応・日常業務に追われており、またアフターケアのための予算もないためにアフターケアは職員のボランティア的業務となって、積極的なアフターケアにまでは手が回らないという状況が伺える。そのため、連絡をとってくる児童には対応できてもそのうでない児童とはつながりがなくなってしまったり、対応が事後処理的になってしまう。また、家庭訪問や遠方に就職した場合などの交通費も予算的にまったく不十分であるという回答が寄せられた。その他、児童が非協力的である場合はアフターケアがうまく行えないこと、現状として機関の連携がうまくいっていないことに関する不満、があった。

その他、被虐待児童の場合はまず施設内での心理的治療の充実が先決だという意見も寄せられた。数こそ少ないものの前述の心理を専門とするアフターケア専門職員が必要だという回答と通じる点があるだろう。

3. 5. 2自由回答の抜粋

ここでは、それぞれのカテゴリーの代表的な記述を挙げたい（引用はほぼ原文通り）。

1) アフターケアの内容に関すること

① 家族への介入

「虐待環境におかれていた児童が、施設で生活を始めた当初は安心している様子が伺えるが、生活になれてくにつれて、園の日課やルールに不満を持って家庭に戻ることが希望してくるケースが多いように思われる（特に性的虐待ケース）。虐待者や虐待を許してきた家族への指導を誰がどの様に行うのか！」

「アフターケアの中には、就職児童に対する自立支援のものと、家庭引き取りとなった児童に対するものがあると思うが、この場合、ファミリーケースワークという事になるため、職員の力量も要求されることはもちろん

どこまでプライバシーに踏み込んでいいのかその限界が問題であり、また現状の勝因数では物理的に無理である」

「虐待で入所した場合、親子関係の調整をします。親子と一緒に暮らせるようになると引き取りになりますが、退所後やはり問題が再発生し、他の施設に再措置となるケースがほとんどです。退所にあたって、学校の先生、児童の民生委員、福祉事務所などと連絡を取り、できるだけ情報を交換しますが、どうしても家族の問題が再発します。母子の場合はまだやりやすいですが、父子と関係とりわけ酒乱などは困難です」

「虐待を加えた親への対応も非常にむずかしい（虐待を加えているのではなく、子供の将来のためにしつけをしているという感覚が強いから）」

② 期間の問題

「現時点では、退所児について特に問題はなく、順調にいらっていますが、退所後10年を経過した頃に離婚などで指導を求めてくる子どももいますので、その様なケースにも可能な限り、支援しています。したがってアフターケアの期間を何年にするかという点には疑問を感じています。」

「退所直後については、定期的な取り組みを心掛けるも、徐々に回数が低下していく」

「成人にも。家から働きに行く、家事手伝いをする、一般家庭にはそんな子供は沢山いますが施設児にはそれができません」

「退所後数年を経て成人になってからのアフターケア。経費が保証されない・かかった職員も少なくなる・抱える問題も困難になってくる」

③ 自立支援が重要

「本来施設入所中に自立したときに困らないような生活技術や対人関係を身につけさせるべきだと思うが現実的には身につける前に退所してしまうケースが多々ある」

「自立援助としてのアフターケアの必要性は充分に感じています。家庭に期待できない子供では、退所後の経済的援助が必要となる場合が多いが、その財源が困難となるケースが多いです」

「児童福祉法の改正にあたり「自立支援」という明確な目標ができた現在、施設側も児童の自立のためのアフターケアにもっと目をむけなくてはいけないと感じる」

④ アフターケアの分類の必要性

「社会福祉法人自立（卒業）した場合と途中退所した場合のアフターケアのやり方は違うと思う。自立した子のアフターケアは子供との信頼関係さえきちんとしてお

けばスムーズに行えるが途中退所の場合は親のプライバシーや親権の壁があり、子供の姿が見えにくくアフターケアが困難である」

「施設を卒園していった子どもについては把握できるが、家庭復帰後の児童の状況は、不明確になりやすい。親自身が施設との関係を切りたがるケースもある」

2) 施設内の整備

① 職員増

「最近の入所児童は個々に抱える問題も多様化しそれぞれのニーズを持っています。児童処遇に対応する職員もそれなりの知識、解決策等が求められます。養護施設においても精神医やセラピスト等専門職を設け治療にあたることも必要と思われます」

「退所児童に対して定期的あるいは必要に応じて相談に応じたり家庭訪問をしたり面接したりという形で常に状況を把握し、アフターケアをする必要を強く感じているが、施設の職員、直接処遇の保母、指導員は入所している児童の処遇に忙殺され、ほとんど細かなアフターケアは困難な状況である。入所児童の家庭調整を行うファミリーケースワークと同様にアフターケアワーカーが必要である」

「有効な社会資源の活用、関連機関との連携のためにも専門のケースワーカーの設置が不可欠である」

「専従のファミリーケースワーカーの設置。担当保母等にまかせておくだけでは対応等が難しいケースも多い。又、突っ込みにくい側面もでてくる」

「人と時間と金が必要である。アフターケア専門職員を配置していただきたい」

② 施設内処置の充実

「アフターケアは必要であることは全ての施設関係者は理解していると思う。その前に施設内処置の充実をより感じる。それなしには退所後のつながりも難しくなる」

「アフターケアも大切ですが、施設内でのケアに幅を持たせ、子どもの総合的な成長に尽力できるものを作り上げることが現在の大きな課題であると感じます」

「在園児の処遇で多忙なためアフターケアまで手がまわらない。退所後は在園中のかかわりによって、子供が職員を選び、色々と連絡してくる。だから在園中にどれだけ子供にかかわったかによると思う」

「アフターケアよりインケアの期間を十分にしてもらいたい。理由：アフターケアが必要になったときは子どもが大変傷ついている。むしろインケアの期間を充分にとることで治療、その他のでだてが必要」

③ 施設の体制強化

「アフターケアは退所までの関わりの中で児童や親とどれだけ信頼関係を構築できたかが重要で、それは施設側の問題である。どんなにシステムが確立されようとも進めていく人間が一つの問題に対して同じ意識を持たなければならない」

「「心のふる里」としていつでも遊びに来れる場所」

「入所中の生活指導を重要視し子供達にとって安心に生活のできる場所となるように職員全員の取り組みによって卒園までの子供の成長を大切にすることで特にアフターケヤーとして取り組む必要なし。いつも自由にopenで受け入れ体制をもっておくこと」

「とにかく、信頼関係を築いてゆくことが何より大切ですし、話していて安心できるような関係を目指して頑張ってゆきたいと願っています」

「現在、児童家庭支援センターと自立援助ホームを付置した児童養護施設をめざしている。「虐待やネグレクトの早期発見にセンターは資する」又、「施設アフターケアの限界を補うものとして自立援助ホームが必要である」との信念のもと、職員が心を一つにして奮闘しているところである」

「施設の位置付けは居住系機能だけでなくアフターケアを含む支援系機能としても確立されるべきである」

3) 社会資源の整備

① 社会資源の整備（法・制度的整備）

「アフターケアの必要性は大きい施設から積極的に動く余力がない。従って社会福祉協議会あるいは児童相談所の中に専門的に活動する部署があれば機能的、継続的に行えるのではないかと思います」

「財政的、人間的に限りがある民間法人が主体的に取り組むには無理があり、行政、司法が中心になり、それを補完する形で民間が入る形が良いのではなかろうか」

「退所児童の大半が保護者の居る現状で退所後の生活状況に対してアフターケアということがどれだけ突っ込んでやれるのか、法的整備の必要を感じる」

「養護施設におけるアフターケアは現実的に欠くことができないが現在は日常業務の傍ら実施している状態であるが片手間ではできないものではない。法的根拠を整備し、アフターケア担当の専任職員を配置し、財政的措置を講じるなど制度を確立する必要がある」

「虐待の再発が十分に考えられる場合の家庭引き取り、外出泊に対する規制について児童相談所、施設の権限を強くするべきではないか」

「在籍児童への対応で追われている現状（最低基準の見直しも、十分にされず、職員配置や居室の広さも見直されず、中途退学者、中途離職児童等が増加しているよ

うな状況）の中で、まずは社会資源の整備が併なう形で論じられるべきだと思う。通勤寮、アパート、公的な住居の入居配慮、自立援助ホームの拡充等不可欠である」

「制度としての退所児童自立定着指導事業は、制限（対処後おおむね1年）があり、継続性がたもてない。施設独自で行っていてもいるが、県内に限られてしまう（予算的に）。継続的なアフターケアが行える制度を求む」

「自立支援をめざした専門施設が必要と考える。現状の養護施設では“虐待の再体験”のような処置状況である」

「職員の配置基準の関係でアフターケアに手が回らないので、児福法最低基準の改正を早急に行ってほしい」

「アフターケアが必要であることは当然であるが、在園業務が多忙であること（職員配置基準が少ない）、根拠法がなく職員のボランティア的役割になっている。特に、保証人等、職員としてできないことが多く、その保証もないのが現状である。それを求めるのは大変で、法的根拠なりをきちんと欲したい」

② ネットワーク（機関連携）・システムの強化

「アフターケアネット1）家庭引き取りの是非の判断を、よりトータルに、より客観的にするためのネット。

2）引き取り後のアフターケアをより確実に、より安全にするためのネットを。3）児童や家庭にとって利用（避難、相談）しやすいネットを」

「虐待児のアフターケアには担当ケースワーカー、主任児童委員等の関係者がチームワークを組んで取り組む必要がある」

「虐待は見えにくいので、保育所、幼稚園、学校、学童保育所の職員とよく話しをしておいて、早期発見、対策が大切と思う」

「被虐待児童が家庭復帰する場合は虐待が再発する可能性が十分ありうるため、施設は地元の民生委員、福祉事務所等の福祉関係機関、警察などと連携をとっていく必要がある」

「児童虐待の生じる家庭の親との接触は困難な例が多く、施設で行うアフターケアには限度がある。地域における虐待家庭に対するサポートの体制を確立することが重要である」

「アビューズのアフタケアは大切ですが対処療法ではザルに水を注ぐような印象です。施設だけで取り組める範囲を越えているケースも多くなっています。司法、医療、福祉の間で行き場を失い放置されてしまうケースに対応できるようネットワークづくりが求められるので、システムの転換を進めるべき」

「アフターケアの認識が各機関によって違いがあるので、共通認識を持つことが大切と考える」

「虐待をした親に対しては法的規制までもっていくべきかもしれない。そのために児相、家庭裁判所、病院、弁護士、警察、施設等がそのようなシステムの構築に取り組む必要性を感じる。被虐待体験児童が家庭復帰した後の再発防止のシステムの構築の前に」

4) 現在抱えている問題

① 人的・経済的条件によるもの

「ほとんどがアフターケアの必要性があると言っても過言ではないと思う。内容も様々であり必要度の高いものや見えるものにしか陽が（目）当たってないようで、専門的に関われる職員配置と予算措置が急務と思う」

「退所児童が必要と感じているときにタイムリーにアフターケアができればよいが、実際は在園児童の処遇に追われ、時間や職員の確保が難しくできていない」

「アフターケア職員の配置がないと週休2では手は回らない。ボランティア精神でやっても限度がある」

「退所児童全員について定期的に訪問してアフターケアは行うべきである。現実には園から就職した子供に限って、就職後1年間（1回）だけ、県費の補助を受けてアフターケアを実施している。当舎においては県外就職者が多く県外者については経費面で簡単に訪問できない現状である。就職後、家庭復帰後のアフターケアは現状では経費面及び職員の人手不足の面からタイムリーで適切なケアは望めない」

「現状の職員でそれを行うには困難な点が多い。法改正の中でせつかく自立支援がテーマとして示されたのであるから、厚生省も積極的に予算化を急ぐべきである」

「アフターケアの為に人件費、その他財源の確保ができてない段階で職員の情熱等に期待するだけでは様々な無理が生じる。アフターケアの必要性があっても物理的に不可能という状況に接すると複雑なジレンマを感じる」

「保護者を含めてボーダレスとも言うべき困難を抱える児童が多くを占める状況であり、施設職員の配置基準が低いまま据え置いており職員は休日をも返上してケアに当たっている現状に怒りさえ覚える。アフターケアが処遇の延長線上にあり必要欠くべからざる課題であることは理解しているつもりであるが、十分に対応することは極めて困難を覚える」

② 地理的条件によるもの

「アフターケアのあり方としては、必要に応じて十分な対応を素早く行うことが大切と考えますが、当園は田舎であり中央に出ていった場合、地理的に遠く支援しにくいといった状況にあります。全国的なネットワークが整備され代行システムができれば大変助かると思います」

が、いかがでしょうか」

「遠方へ就職していった児童になると年一回の訪問が限度であり特に問題がおきた時のケアが中心となります」

「ケアを必要としても遠くに居住している場合のケアはできない」

③ 児童側の要因

「児童も、本当に自分が困ったときでないと真剣に耳をかしたり、対応せず、後手に回ることが多い」

「本人、職場、家族等総合的に状況把握ができればよいが、転職した場合等在園していたことを隠して転職することもあるため職場の人から話を聞けない等児童からの情報しか得られないこともあり的確なアフターケアができないこともある」

「近年入所児童の中に知的障害児が増加し、児童の重度化の傾向があります。そこで、この子達の進学、就職のことが現在の課題となっております。アフターケアがなかなかうまくいかず残念に思います。知的障害者の通勤寮や地域ホームのような施設が養護施設にも設置できればと思います」

「退所児童（家庭を含む）に対して踏み込んでアフターケアをすることが望まれないものもあり、連絡があったケース、見聞きした場合、積極的に（迅速に）対応することを約束としているのが現状で、それ以上の具体策はありません」

④ 機関連携

「相談機関として心理、教育的相談機関が施設の身近になく、連携がとりにくく思います」

「施設のアフターケアに対して児相は全く非協力的でダメ。役に立たない。警察などの他の機関の方がむしろ一生懸命な状態でなげかわしい限りです」

5) その他

① インケアに関する問題

「被虐待児童の暴力行為（言葉、行動いずれも）の対応に非常に苦慮している」

「虐待を受けてきた児童は、不登校や自傷行為など他の問題も合わせもつケースが多く、心理的なケアは必要。時間がかかる事が多い」

② 調査および研究についての提言

「「虐待」という分類を廃止すべきである。（スティグマとの引き替えに問題を残してしまうことが多いため）」

「現在の段階では虐待の早期発見・予防の面に力点が

あり、虐待を受けた児童の心理的ケアや家族関係への介入、援助の方法についてはあまり関心が払われていないように思われる。しかし現に施設入所にいたる児童の場合、保護された後の援助の方法が緊急の課題となっており、そのための事例研究等を踏まえた援助の方法に関する研究と援助方法の確立が切望される」

「今回のアンケートも卒業児と退所児を分けて質問下さった方が書きやすかったと思います。虐待、ネグレクトのケアについても同様だと思います」

「「アフターケア」と一般的に論じられているが施設の機能として（組織として）の関わりよりも特定の職員を頼ること等が多い。それをどのように個人的な関わり援助でなく、位置づけていけるのか、整理して考え論じる必要がある」

3. 5. 3自由回答に関する考察及び提言

寄せられた多くの回答からも、現状でアフターケアを実施するためにいかに多くの問題を抱えているかが指摘できる。

分析の必要上、無理矢理カテゴリーにわけはいるが、すべての回答を概観してみると、「アフターケアに関する制度の充実」を切実に要求している感じがする。最も多かった回答は、人的・予算的改善を求めるものであった。現在はアフターケアに関する制度は存在せず、その結果、施設側としては入所児童の処遇で精一杯という状況の中で自助努力を求められる。よって、必要最低限として人員と予算増を要求する声がもっとも多いことは容易に推測できる。しかしそれらは制度の充実なしには実現し得ない。

また、回答者の多くが複数の問題点あるいは改善点にふれていたことからわかるように、今後求められているアフターケアの実施に関して施設内外ともに改善すべき点が多くある。例えば、職員増員、予算措置、社会資源の整備、諸機関のネットワーク、心理的なケアなどが挙げられる。これらの問題を一つ一つ整備改善していくことが求められている。

また、問1よりアフターケアを実施している施設が85.4%という高い割合であることが明らかになった。しかし、自由記述に寄せられた回答では、職員数が少なくて後手後手になりやすいことや連絡をとってくる児童の対応のみしかできないということが指摘されている。定期的に積極的なアフターケアを行っている場合と起こった問題に対処するのみの場合とが同じ土俵で「アフターケア」として論じられては本質を見失う恐れがある。今後はアフターケアの望ましいあり方について、事例等からさらに詳細に検討していく必要があるだろう。これに関しては、例えば環境整備をした上で、退所児童の身体的心理

的社会的状況を客観的に判断する基準（生活アセスメント）を作成し、支援の枠組みを作ることも必要ではないだろうか。

一つ一つの条件整備がアフターケアを実施する上で有効に機能するためには、これらの条件整備を結び付けるようなアフターケアのための一つのシステムづくりとアフターケアについての共通認識を作り上げることが最終的な目標とする必要があるだろう。

4. 今後の課題

紙幅の制約から考察と提言はそれぞれの設問ごとの記述に代えるが、本調査結果からはアフターケア実施に関する財源・人員が不十分な状態ではあるがケアの必要性から各施設で取り組んでいる状況とその内容が浮き彫りになったといえよう。

しかし、その実際は施設による差異が少なくなく、被虐待体験児童への専門的なケアは必要性を感じているものの他の児童と同様に行うのが現状では限界であること、また、退所後は「虐待者のいる家族」への家庭復帰が最多であり、十分な家族関係調整とアフターケアが不可欠であることには留意すべきである。本調査では、被虐待体験児童の家庭復帰後の生命の危険について、施設が把握しているだけで27.2%（91施設）、合計156ケースも起こっており、セーフティーネットワークの構築、生活全般のサポート両面から、被虐待体験児童、その他の児童ともにアフターケアの重要性が再確認できた。アフターケアは施設のみでなく、家族を含めた関連機関の連携によって成り立つが、施設の役割は重要であり、制度・財政面での充実とソフト面としてのケアの具体的内容の研究が今後の課題である。

本調査実施にあたっては、全国社会福祉協議会養護施設協議会のご協力をいただき、年度末の多忙な時期に各施設の職員の方々にご回答いただいた。この場を借りて心からお礼申し上げたい。

なお、本チーム研究は標記の執筆者以外に以下のメンバーによって質問票の検討を行った。萩原絹代（フリーライター）、森成樹（日本子ども家庭総合研究所嘱託研究員）、横堀昌子（青山学院女子短期大学）。

参考文献

- 1) 全国児童相談所長会編：『「全国児童相談所における家庭内虐待調査」結果報告書』，全児相：第62号別冊，全国児童相談所長会事務局，1997。